

＜従来型個室＞

単位(円)

＜多 床 室＞

単位(円)

	要介護1			要介護2			要介護3			要介護4			要介護5		
	1割	2割	3割	1割	2割	3割	1割	2割	3割	1割	2割	3割	1割	2割	3割
基本利用料	717	1,434	2,151	763	1,526	2,289	828	1,656	2,484	883	1,766	2,649	932	1,864	2,796
在宅復帰・在宅療養支援機能(Ⅰ)	51	102	153	51	102	153	51	102	153	51	102	153	51	102	153
サービス提供体制強化(Ⅰ)	22	44	66	22	44	66	22	44	66	22	44	66	22	44	66
夜勤職員配置	24	48	72	24	48	72	24	48	72	24	48	72	24	48	72
食 費	1,650	1,650	1,650	1,650	1,650	1,650	1,650	1,650	1,650	1,650	1,650	1,650	1,650	1,650	1,650
居 住 費	1,728	1,728	1,728	1,728	1,728	1,728	1,728	1,728	1,728	1,728	1,728	1,728	1,728	1,728	1,728
日 額	4,192	5,006	5,820	4,238	5,098	5,958	4,303	5,228	6,153	4,358	5,338	6,318	4,407	5,436	6,465
月 額(30日)	125,760	150,180	174,600	127,140	152,940	178,740	129,090	156,840	184,590	130,740	160,140	189,540	132,210	163,080	193,950

要介護1			要介護2			要介護3			要介護4			要介護5		
1割	2割	3割	1割	2割	3割	1割	2割	3割	1割	2割	3割	1割	2割	3割
793	1,586	2,379	843	1,686	2,529	908	1,816	2,724	961	1,922	2,883	1,012	2,024	3,036
51	102	153	51	102	153	51	102	153	51	102	153	51	102	153
22	44	66	22	44	66	22	44	66	22	44	66	22	44	66
24	48	72	24	48	72	24	48	72	24	48	72	24	48	72
1,650	1,650	1,650	1,650	1,650	1,650	1,650	1,650	1,650	1,650	1,650	1,650	1,650	1,650	1,650
437	437	437	437	437	437	437	437	437	437	437	437	437	437	437
2,977	3,867	4,757	3,027	3,967	4,907	3,092	4,097	5,102	3,145	4,203	5,261	3,196	4,305	5,414
89,310	116,010	142,710	90,810	119,010	147,210	92,760	122,910	153,060	94,350	126,090	157,830	95,880	129,150	162,420

※ 1、入所後30日間に限り、初期加算(Ⅱ)として1日につき30円(60円)≪90円≫加算されます。

※ 2、入所日から3ヶ月以内に集中的にリハビリテーションを行った場合は、短期集中リハビリテーション実施加算として1日につき(Ⅰ)258円(516円)≪774円≫(Ⅱ)200円(400円)≪600円≫が加算されます。

※ 3、肺炎等により治療が必要な状態となり、投薬、検査、注射、処置等が行われた場合は、所定疾患施設療養費として月1回連続7日間を限度に1日につき239円(478円)≪717円≫が加算されます。

※ 4、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が入所者に対し口腔ケアを月2回以上行くとともに、入所者に係る口腔ケアについて介護職員に対し具体的な技術的助言及び指導を行っている場合には、口腔衛生管理加算(Ⅰ)として1月につき90円(180円)≪270円≫が加算されます。

※ 5、医師の指示に基づく療養食を提供した場合は、療養食加算として1日につき3回を限度として1回につき6円(12円)≪18円≫が加算されます。

※ 6、経管より食事を摂取されている方に経口摂取を進める為の計画を作成し、医師の指示に基づく栄養管理及び支援を行った場合は、経口移行加算として180日以内の期間に限り1日につき28円(56円)≪84円≫が加算されます。

※ 7、経口で食事を摂取されているが著しい誤嚥が認められる方に経口維持計画を作成し栄養管理を行う場合は、経口維持加算(Ⅰ)として1月につき400円(800円)≪1,200円≫が加算されます。

※ 8、協力歯科医療機関を定め上記7の加算を算定し、食事の観察及び会議等に医師・歯科医師等が加わった場合は、経口維持加算(Ⅱ)として1月につき100円(200円)≪300円≫が加算されます。

※ 9、医師が医学的管理に基づき回復の見込みがないと判断しターミナルケアの計画を作成し実施した場合、ターミナルケア加算として死亡日以前31日以上45日以下は1日につき72円(144円)≪216円≫、死亡日以前4日以上30日以下は1日につき160円(320円)≪480円≫、死亡日前日2日又は3日は1日につき910円(1,820円)≪2,730円≫、死亡日は1,900円(3,800円)≪5,700円≫が加算されます。

※ 10、1月の介護報酬の75/1000が介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)として加算されます。 ※11、外泊の場合、外泊初日とお戻りになる日以外は上記サービス基本利用料に代えて362円(724円)≪1,086円≫となります。

※ 12、試行的に退所した際に当施設が提供する居宅サービスを利用した場合、試行的退所初日とお戻りになる日以外は上記サービス基本利用料に代えて1月に6日を限度として800円(1600円)≪2,400円≫となります。

※ 13、入所が1月を超えると見込まれる場合の入所予定日前30日以内又は入所後7日以内に居宅を訪問し、施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合、入所前後訪問指導加算として(Ⅰ)450円(900円)≪1,350円≫(Ⅱ)480円(960円)≪1,440円≫加算されます。

※ 14、入所が1月を超える方の居宅へ試行的な退所時に、ご本人及びご家族に対して退所後の療養上の指導を行った場合に、試行的な退所を行った月から3月の間に限り1月に1回を限度として、試行的退所時指導加算として400円(800円)≪1,200円≫加算されます。

※ 15、入所期間が1月を超え、退所後の主治医に対して診療状況を示す文書を添えて紹介を行った場合、1回に限り退所時情報提供加算として(Ⅰ)500円(1,000円)≪1,500円≫(Ⅱ)250円(500円)≪750円≫加算されます。

※ 16、入所予定日前30日以内又は入所後30日以内に退所後に利用希望の居宅介護支援事業所と連携し居宅サービス等の利用方針を定めた場合、また退所に先立って退所後利用する居宅介護支援事業所に対しご本人の同意を得て診療状況を示す文書を添えて情報を提供し、連携して退所後の居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合、入退所前連携加算(Ⅰ)として600円(1,200円)≪1,800円≫(Ⅱ)として400円(800円)≪1,200円≫加算されます。

※ 17、退所時に医師が指定訪問看護ステーション等に対して訪問看護指示書を交付した場合、訪問看護指示加算として1回を限度に300円(600円)≪900円≫加算されます。

※ 18、研修を受けた職員を配置し組織的に安全対策を実施する体制を整備していることから入所時に1回、20円(40円)≪60円≫加算されます。

※ 19、科学的介護情報システム(LIFE)を活用しデータを提出することで、科学的介護推進体制加算(Ⅰ)として1月ごとに、40円(80円)≪120円≫が加算されます。

※ 20、医療機関を退院し再度当施設へ入所した際、必要とする栄養管理が入院前と大きく異なり施設と医療機関の管理栄養士が連携し栄養ケア計画を策定した場合、再入所時栄養連携加算として200円(400円)≪600円≫が加算されます。

※ 21、退所時厚生労働大臣が定める特別食を必要とし、低栄養状態と医師が判断して管理栄養士が退所後の医療機関に栄養管理に関する情報を提供した場合退所時栄養情報連携加算として70円(140円)≪210円≫加算されます。

※ 22、リハビリテーション実施計画について関係職種で情報を共有し、必要に応じて計画の見直し等を行った場合リハビリテーションマネジメント計画書情報加算として(Ⅱ)33円(66円)≪99円≫加算されます。

※ 23、救命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理を行った場合、緊急時治療管理として1月に1回、連続3日を限度に1日につき518円(1,036円)≪1,554円≫加算されます。

※ 24、リハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療を行った場合、当該診療に係る医科診療報酬点数表に定める点数に10点を乗じて得た額を特定治療として算定します。

※ 25、協力医療機関との間で同意を得た利用者の方の病歴等を共有し定期的に会議を実施、急変時に対応できるように連携することで1月につき50円(100円)≪150円≫加算されます。

※ 26、第二種協定医療機関との間で新興感染症発症時の対応を行う体制を確保、職員が感染の訓練、研修に参加し適切に医療が提供できる体制を確保することで1月につき10円(20円)≪30円≫加算されます。

※ 27、第二種協定医療機関との間で3年に1回以上、施設内で感染者が発生した場合の感染制御に係る実地指導を受けた場合、1月につき5円(10円)≪15円≫加算されます。

注:上記※1～※27について、2割負担の方は()内、3割負担の方は≪ ≫内の金額となります。